

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：三重県
農業委員会名：津市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 6,617 |
| 自給的農家数 | 2,815 |
| 販売農家数 | 3,802 |
| 主業農家数 | 225 |
| 準主業農家数 | 645 |
| 副業的農家数 | 2,932 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 4,979 |
| 女性 | 2,306 |
| 40代以下 | 157 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 228 |
| 基本構想水準到達者 | - |
| 認定新規就農者 | 18 |
| 農業参入法人 | 3 |
| 集落営農経営 | 44 |
| 特定農業団体 | - |
| 集落営農組織 | 44 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畠 | | | | 計 |
|--------|-------|-------|-------|-----|-----|--------|
| | | | 普通畠 | 樹園地 | 牧草畠 | |
| 耕地面積 | 6,590 | 1,740 | - | - | - | 8,320 |
| 経営耕地面積 | 4,976 | 779 | 628 | 151 | - | 5,755 |
| 遊休農地面積 | 113 | 38 | 38 | - | - | 151 |
| 農地台帳面積 | 7,648 | 2,915 | 2,688 | 213 | 14 | 10,563 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

| | 選挙委員 | | 選任委員 | | | | | 合計 |
|-------|------|----|------|------|--------|------|---|----|
| | 定数 | 実数 | 農協推薦 | 共済推薦 | 土地改良推薦 | 議会推薦 | 計 | |
| 農業委員数 | | | | | | | | |
| 認定農業者 | - | | | | | | | |
| 女性 | - | | | | | | | |
| 40代以下 | - | | | | | | | |

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4年 3月31日

| | 農業委員 | | 定数 | 実数 | 地区数 |
|------------|------|----|----|----|-----|
| | 定数 | 実数 | | | |
| 農業委員数 | 24 | 24 | | | |
| 認定農業者 | - | 19 | | | |
| 認定農業者に準ずる者 | - | - | | | |
| 女性 | - | 2 | | | |
| 40代以下 | - | 0 | | | |
| 中立委員 | - | 2 | | | |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| 現 状 (平成31年4月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|--------------------|--|-----------|--------|
| | 8,320ha | 3,355ha | 40.32% |
| 課 題 | 平坦地域では未整備農地などの小区画な農地は利用集積が困難である。 また、中山間地域では有害鳥獣による作物被害など耕作条件が悪く、利用集積することが困難である。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | |
|------|--|
| 目 標 | 集積面積 3,600ha (うち新規集積面積 245ha) 目標設定の考え方:近年の実績による |
| 活動計画 | 農地利用最適化推進委員が中心となり、農業委員や事務局と連携して、戸別訪問や集落での会合などで担い手への農地集積についての啓発や合意形成を図る。 また、出し手と受け手の掘り起こしを進め、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業を積極的に活用することにより、担い手への農地の利用集積・集約化を進める。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| 新規参入の状況 | 28年度新規参入者数 | 29年度新規参入者数 | 30年度新規参入者数 |
|---------|---|------------|------------|
| | 3 経営体 | 3 経営体 | 4 経営体 |
| 課 題 | 高齢化等により農業従事者が減少し、担い手の確保が困難な状況の中で、新たな担い手の育成を図る必要がある。 | | |

※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | |
|------|---|
| 目 標 | 3 経営体 |
| 活動計画 | 農業委員や農地利用最適化推進委員が新規就農希望者から相談などの申し出を受けた場合には、市に設置されている、多方面からのサポート体制が可能な「新規就農希望者相談窓口」へ積極的に誘導する。 また、農業委員会は関係機関と協力し、新規就農者に対して、必要とする農地の確保や地域住民とのコミュニケーションが図れるよう手助けしていくなど、その地域で円滑に就農できるように支援する。 |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| 現 状 (平成31年4月現在) | 管内の農地面積(A) 8,471ha | 遊休農地面積(B) 151ha | 割合(B/A×100) 1.78% |
|--------------------|--|--------------------|----------------------|
| 課 題 | 農業従事者の高齢化、後継者不足や有害鳥獣による農作物の被害等による耕作意欲の減退に伴い、遊休農地解消が進まない。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| 目 標 | 遊休農地の解消面積 2ha | | |
|-----------|-----------------------|--|-------------|
| | 目標設定の考え方: 近年の実績による | | |
| 活動計画 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 110人 | 8月～9月 | 10月～11月 |
| | 調査方法 | 農地パトロールが円滑に実施できるよう、事前に地域別事業推進会議を開催する。また、農地パトロール実施についても、地域毎に農地利用最適化推進委員を中心に、農業委員及び事務局職員と協力して行う。 | |
| 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | 11月 | 1月～3月 | |
| その他 | 農地利用最適化推進委員が隨時指導を行う。 | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| 現 状 (平成31年4月現在) | 管内の農地面積(A) 8,320ha | 違反転用面積(B) 0.05ha |
|--------------------|--|---------------------|
| 課 題 | 農地パトロールを強化・徹底するとともに、農業委員会だより等を利用し、農業者等への周知を図ることで違反転用を未然に防止する。 違反転用者に対しては、聞き取りを行う中で、是正指導を行う。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | 農地パトロールを強化・徹底するとともに、農業委員会だより等を利用し、農業者等への周知を図ることで違反転用を未然に防止する。 違反転用者に対しては、聞き取りを行う中で、是正指導を行う。 |
|------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入